

告 示

埼玉県告示第五百八十九号

埼玉県生活環境保全条例（平成十三年埼玉県条例第五十七号）第一百六条第一項の規定により、令和八年度公害防止主任者資格認定講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和八年八月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 講習の区分、講習実施期間、テスト実施日時、実施方法及び予定人員

区分	講習実施期間	テスト実施日時	実施方法	予定人員
大気関係	令和八年十一月 二日（月）から 同月二十九日 （日）まで	令和八年十二月 八日（火）午後 一時三十分から 午後二時三十分 まで	オンラインの 研修システム 上で実施	二百二十人
水質関係	同右	令和八年十二月 七日（月）午後 一時三十分から 午後二時三十分 まで	同右	
騒音・振 動関係	同右	令和八年十二月 八日（火）午前 十時から午前十 時まで	同右	
ダイオキ シン類関 係	同右	令和八年十二月 七日（月）午前 十時から午前十 時まで	同右	

二 講習の区分、科目等及び合計時間数

区分	科目等	合計時間数
大気関係	一 公害概論 二 大気汚染関係法規 三 燃焼・ばい煙防止技術 四 除じん・集じん技術 五 測定技術 六 テスト	二十時間
水質関係	一 公害概論 二 水質汚濁関係法規 三 汚水等処理技術一般 四 測定技術 五 テスト	同右
騒音・振動関係	一 公害概論 二 騒音及び振動関係法規 三 音及び振動の性質 四 騒音及び振動の防止技術 五 測定技術 六 テスト	同右
ダイオキシン類関係	一 公害概論 二 ダイオキシン類関係法規 三 ダイオキシン類の排出防止技術 四 測定技術 五 テスト	同右

合計時間数にはテスト時間（一時間）及び自習時間を含めるものとする。

三 受講資格等

イ 講習を受講することができる者は、埼玉県生活環境保全条例施行規則（平成十三年埼玉県規則第百号）第九十七条第一項の表の中欄に該当する者とする。

ロ 受講希望者数が講習の予定人員を上回る場合には、その勤務する工場又は事業場における公害防止主任者及びその代理者の選任状況等を勘案し、受講者を決定する。

四 申込方法等

イ 申込方法

埼玉県電子申請・届出サービス（以下「電子申請」という。）において必要な事項を入力するとともに、埼玉県環境部水環境課ホームページ（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0505/syuninsya/main.html>）で指定する電磁的記録を添付すること。なお、申込みの詳細については、別途埼玉県環境部水環境課ホームページ（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0505/syuninsya/main.html>）で案内する。

ロ 申込期間

令和八年九月七日（月）午前九時から同月二十七日（日）午後五時まで

ハ 受講手数料

(1) 金額

一区分当たり七千五百円

(2) 納付方法

電子申請を経由して電子納付する。

(3) 納付期限

電子申請による申込受付後、電子メールにより別途指定する。

五 修了者の認定

講習を受講（講習実施期間内に指定された全ての配信動画の再生率を百パーセントとすることをもって受講したものとみなす。）し、かつ、テストにおいて所定の成績を収めた受講者については、講習の修了者として認定する。

テストにおいて所定の成績を収めなかった受講者については、当該受講者の希望により、一回に限り、追加テストを実施することができるとし、当該追加テストにおいて所定の成績を収めた場合に、講習の修了者として認定する。

なお、修了証書は令和九年一月上旬頃郵送で交付する。

六 受講案内の掲載

埼玉県環境部水環境課のホームページ（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0505/syuninsya/main.html>）に掲載する。

七 その他

イ 申込方法等に関し不明な点は、埼玉県環境部水環境課（電話〇四八―八三〇―三〇七九）に問い合わせること。

ロ その他詳細は、受講案内による。